

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和 6 年度 第 8 回相模原市部活動地域移行審議会		
事務局 (担当課)		市民局 スポーツ推進課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 2 4 5 (直通)		
開催日時		令和 7 年 2 月 7 日 (金) 午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 5 0 分		
開催場所		ウェルネスさがみはら A 館 7 階 視聴覚室		
出席者	委員	1 4 人 (別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	1 2 人 (スポーツ推進課長 他 1 1 人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	3 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		/		
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 答申案について 4 その他 5 閉会		

# 審 議 経 過

主な内容は次のとおり（○は委員の発言、●は事務局の発言）

## 1 開会

## 2 あいさつ

田原会長があいさつをした後、次第に従い、会長が議事を進行した。

## 3 議題

### (1) 答申案について

事務局から資料1の説明を行った。主な意見は次のとおり。

#### ○古屋委員

情報共有のために申し上げると、学習指導要領解説の見直しにおいて、部活動の現状の位置づけの明確化がなされたが、法令上の義務ではないからといって部活動をやらなくてもよいとなると、子どもたちの活動の場がなくなってしまう。部活動の実施については学校長の判断によるので、中学校長会には強制力はないけれども、校長会としては、この見直しをもってただちに部活動をやらないという判断には至らないということで共通認識を持っている状況である。

事務局から資料2の説明を行った。なお、前回審議会では、答申案の形式について、「必ず満たすべき項目」と「満たすことが望ましい又は将来的に満たしてほしい項目」に分けて記載するとしていたが、調整の過程で「市に取り組んでいただきたい事項」にまとめ、重要度が高いと考えるものから順に記載するよう変えていることを補足した。主な意見は次のとおり。

#### ○田原会長

答申案の形式について、重要事項順にまとめているとのことだが、記載順を入れ替えたほうがよい項目があるのでは等、ご意見あるか。

#### ○清水（俊）委員

6 ページ目のオ（ア）の言い回しの点で、平日部活動と休日の地域クラブ活動の優先順位が心配である。平日と休日のそれぞれの活動の大会が重複することもあると思うが、あくまでこれは地域移行なので、地域での活動の大会が優先になると考えている。ここがあいまいな表現だと誤解を生むので心配である。休日の地域クラブ活動が優先だけでも、平日部活動も認めることが分かるよ

うにしてあるとよい。「多様な選択を認める」とすると、学校優先となるおそれもある。

○田原会長

「多様な選択を認める」というのが、全パターンを認めると解釈されてしまうおそれがあるということか。

○清水（俊）委員

そうである。休日の地域クラブ活動が優先だけれども、当面は平日部活動も存続していくわけなので、平日部活動への参加も認めていくことを答申案に記載するとよいという考え。「周知する」という言葉も、実質的に指示のような強い印象を持つ。

●スポーツ推進課

全パターンを認めるという趣旨ではないので、「多様な」の前に「学校や地域の実情に応じて」のような言葉を挿入するのはいかがか。

○田原会長

「周知する」という言葉がそこまで強い意味合いを持つとは思っていなかった。

○清水（俊）委員

私が気になりすぎている側面があるかもしれない。

○田原会長

ただ、学校現場にいらっしゃる方にとって、そのような印象を覚えるのであれば表現の変更を検討する余地があると思う。

○金子副会長

どのような表現なら適切と思うか。

○清水（俊）委員

平日部活動と地域クラブ活動について、片方に参加したらもう片方に参加してはいけないということではないことを言いたい。「周知」ではなく「依頼」はいかがか。

○田原会長

「依頼」も意味合いとしては強い印象を覚える。

○中村委員

「生徒の希望に学校現場や地域クラブが対応できるようにするよう」、「という意味合いを答申で伝える一文であると認識している。

○田原会長

その認識でよろしいか。（異議なし）

ここの表現に対する懸念の意図は分かったので、現場に混乱のないような言

い回しを検討していく。ほかにご意見はあるか。

○中村委員

教えていただきたいのだが、クラブ活動にかかる費用がどの程度で、施設を借りるならどの程度かかるのかというのは、この答申の後に具体的に決まるのか。

○会長

この答申の後に決まっていく。

○中村委員

心配なのが、具体的に決まるまでの間に、子どもたちの活動の場がなくなってしまうのではないかとということ。地域移行の過渡期で、活動場所を失ってしまう子どもが出ないように留意することの文言が欲しい。

○田原会長

予算要求のスピード感や流れを事務局から説明いただきたい。

●スポーツ推進課

令和8年度から段階的な移行を開始する認識でいる。答申受領後の令和7年度の早い時期に庁内会議にかけて、答申をなるべく反映した形で市の方針を決め、それに必要な予算を要求していく。地域移行は一気に開始するのではなく、できるところから開始するということになり、最初から莫大なコストが必要になるものではないと想定しているが、このあたりも見極めながら方針を決めていく。

○田原会長

国内の地域移行のスピード感には差がある状況であるが、相模原市は令和8年度から開始するというのはかなりスピーディーだと思う。

○清水（俊）委員

その相模原市が令和8年度から移行するというのは、公にしてよいのか。開始時期についてはシビアな話であり、答申案の中でも言及しておらず、これまで相模原市は明言していなかった。

●スポーツ推進課

補足させていただくが、現時点で相模原市として令和8年度から開始するということが決まっているわけではない。答申受領後、方針を決定する中で開始時期も決めていく。あくまで国が令和8年度からの地域移行を示していることになぞらえて、それを目指している状態。

○家徳委員

私の勉強不足があったら申し訳ないが、昨年国に動きがあり、さらに6年間の改革実行期間を設けて地域移行を推進することと、「地域移行」ではなく「地

域連携」に名称変更をすると聞いている。国がこれだけ時間が必要であると認識している地域移行を、相模原市は令和8年度から開始するというのは無理があると思うがいかがか。

●スポーツ推進課

ご意見として、令和8年度からの開始にこだわる必要がないということであれば、それを基にそうしたスケジュールを進めるという考え方もあると思う。

○家徳委員

国が6年間の準備期間を設けることに対して相模原市はどう考えるのか。

●スポーツ推進課

令和8年度から本番を開始したとしても、実証的な性質も持つことになると考えている。実際に移行したクラブを見てみないと、地域移行後の姿をイメージできず、移行が進みづらいと思うので、はじめは数件の地域クラブから始まり、その事例を基に地域移行の理解が広がり、徐々に地域移行が進んでいくのではないかと考えている。それに6年間程度の期間が必要になってくるのではと考えている。

○家徳委員

地域移行ではなく地域展開という名称に変更されたというのは、個人の解釈では地域に移行しなくてはならないというものから、地域に広めていこうというものになったととらえているが、それに対してはどうしていくのか。

●スポーツ推進課

地域展開という言葉は国の中間報告で登場しているもので、地域移行だと地域に丸投げしている印象があったから名称変更したと把握しているが、本市において丸投げするつもりはないので、言葉がまずければ変更することもあり得る。

○田原会長

昨年12月に国が中間報告をまとめ、地域移行から地域展開への名称変更をすること、2026年から2031年度を改革実行期間として定めることを発表した。地域展開という言葉を使う趣旨としては、学校で運営されてきたものを地域全体で支えるというものである。本審議会の答申案では、言いたいことが変わるわけではないので、分かりやすい地域移行という名称を使用するというのでいかがか。(異議なし)

○清水(俊)委員

この答申案の内容は、確かにそのとおりというようなものになっているが、できるところから移行するということを考えると、そのことが分かるように答申案に記載しておくのがよいのでは。また、できるところから移行してよいことを前提にするなら、とある学校のとある部活動だけが地域移行すること、と

ある学校単位で地域移行すること、同一エリアの複数校がまとまって地域移行すること等の形態で、どれが一番移行しやすいかを記載できるとよいと思う。

○田原会長

確認だが、a～dの順番は重要順というわけではないということによいか。

●スポーツ推進課

そのとおり。

○清水（俊）委員

aの形態が学校としても一番理想ではあるが、移行のしやすさ順が分かるとよい。

○田原会長

できるところからというのは重要だが、それは地域によって異なると思っている。あくまで答申は市にお願いする文章なので、重要事項順でまとめるのがよいと考えている。答申の解釈としては、(ア)が一番重要であることは認識してほしいが、(イ)から着手しやすいならそうしてよいといったものである。

5年後10年度にこの答申を振り返ったときに、答申をまとめた当時の審議会が何を一番重要なものとしていたのかが分かるようにしたいので、重要事項順にまとめている。

○中村委員

今後の地域移行の最中において答申内容が現実に即しているかの見直しのためや、地域移行中の課題に対応できるようにするために、このような会議体が今後あるとよい。

○田原会長

この答申案には答申の見直しについて触れているか。

●スポーツ推進課

触れていないが、見直しというよりも地域移行の進行管理をすることはありえると思うので、それを答申に盛り込んでいただければ検討する。

○清水（俊）委員

地域移行してみなければ分からないものだと思うし、やってみて分かる課題があればそれを見直し、改善していくことになるだろう。

○中村委員

実際に移行してみて、部活動の顧問や地域クラブの指導者といった実際に生徒を預かる人が入った会議があるとよいのでは。具体的に生徒の送迎がどれだけ大変であるとか、このままだと地域クラブを維持できないなど、実際に移行してみて初めて分かることがあると思う。そうした課題を受け止める会議体がないと、そのクラブに通う子どもたちが困ってしまう。

○清水（俊）委員

これはあくまでも答申なので、市がどこまで実行できるかは分からないが、答申後にどのように動いていくかも重要である。中村委員のおっしゃるように、まずは地域移行してみるというのも大切だが、地域移行後に出た課題解決のために、例えば競技団体も入った会議体があるとよいのではと思う。

○元山委員

今の話に関連しているか分からないが、答申後に市が動く際に、担当部署はどこになるのか。

●スポーツ推進課

少なくとも来年度に組織改編で専任部署を設置する動きはないが、そうした部署の設置の必要性も含めて来年度に検討していくことになると思う。

○古屋委員

この答申案は学校として何をしていくのかが明確になっている点が良いと感じている。校長会としても、この答申が地域移行の1丁目1番地ということでとらえているところ。重要なのは、教職員や校長がこの答申の意味を十分理解しなければならないことだと考えている。地域移行するための見通しを持つための答申である、ということの意味を市として示していただくのが重要なことだと思う。

次の段階として、市が方針として推進する内容を明確に打ち出していただく必要がある。そうでないと、これまで学校と校長会の努力で存続している部活動が地域移行されないままで結局何も変わらないではないかという判断をせざるを得ないことになる。

学校間で生徒の活動機会に差が出てしまうのはよくないので、そうならないように必死にコントロールしてきたところ。清水（俊）委員がその流れを作り、地域の実情に合わせて部活動の維持の仕方を工夫してきた。教育者としては、子どもの活動を地域に丸投げしてしまっただけで学校はその活動を支えないということはやってはいけないことだと思っている。一方で、学校としてできることの線引きはする必要があると思っているので、この答申案のように学校が何をするかを明確にさせていただいたことに大変感謝しているし、答申が出たら私から学校にこの答申の意図を伝えていきたい。とはいえ、現場での課題は出てくると思うので、中村委員のおっしゃるように、課題解決のための見直しができるとうい。

○田原会長

まず確認だが、この答申案の流れや内容の意味としてはよろしいか。

○清水（俊）委員

誤解がないように書いてあるかという視点が重要である。

○古屋委員

a～dの順番を重要事項順として誤解されるおそれがあるので、その順番に意図はないことが分かるようにしておいたほうがよい。

○田原会長

カッコがないア～オについても順番に意図はないということによいか。

●スポーツ推進課

そのとおり。各対応事項の「市に取り組んでいただきたい事項」の中身にあるカッコありのもののみその記載順に意図があって、重要度が高い順にまとめている。

○田原会長

a～dの順番には意図がないことを追記するようにする。

●スポーツ推進課

確かに分かりづらいので、会長と調整してまとめ方を修正したいと思うが、それでよろしいか。(異議なし)

○田原会長

そのほか何かご意見あるか。

○山田委員

答申案の内容はきめ細かくてとてもよいと思う一方で、民間クラブの実態に関する情報が整理されていないので、いざ地域移行が開始して民間クラブが受け皿として役割を果たせるようになるには、数年かかると思っている。したがって、先ほど話題に上がったような現場に携わる関係者の集まりには、社会体育に従事している人も巻き込むべきだと思う。

○田原会長

地域移行のためには、地域の方々の理解がないといけないし、地域移行後は地域同士の横の繋がりもなくてはならないので、そういうところにも期待したい。

○山田委員

八王子では地域移行が進み、学校では部活動ができないということで地域クラブに体験しに行く子どもたちがいるが、人気の地域クラブは子どもを受け入れられない状態になっていると聞いている。相模原市はまだその状態がなく、中学校に上がったなら何部に入りたいんだという子どもがたくさんいる状態。地域移行が開始したら、相模原の子どもたちを受け入れられる状態にしていきたいし、せっかく素晴らしい答申案をまとめていただいているので、それを具体化していく責任というのは大人としてあるのだと思う。

○清水（俊）委員

地域移行を開始した後に会議体を設置するとしても、その会議体に説得力や影響力がなければ課題は解決しない気がしている。例えば、静岡市は教育長が座長で会議体を発足していると聞いている。会議体としての影響力を高めるために、権威のある人間に会議体のトップになってほしい。

事務局から資料3の説明を行った。主な意見は次のとおり。

○高橋委員

答申は今後に残っていくものであり、もう少し時間をかけて確認したほうがよいと思うので、書面開催するというところでぜひお願いしたい。

○田原会長

私から提案だが、答申案の賛否表明の後に最終調整が必要になった場合は、スムーズに進めるためにその調整は私に一任していただくということでよろしいか。（異議なし）

それではこの流れに沿って答申を完成させていく。

4 その他

特に無し。

5 閉会

田原会長のあいさつの後、閉会した。

以 上

令和6年度第7回相模原市部活動地域移行審議会出欠席名簿  
(令和7年2月7日開催)

区分	氏名	役職・所属等	備考	出欠席
学識経験者	田原 陽介	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 コミュニティ人間科学科 准教授	会長	出席
公共的団体	高橋 恵美子	(公財) 相模原市スポーツ協会		出席
	清水 習平	(公財) 相模原市民文化財団		出席
スポーツ団体	元山 雅治	相模原市スポーツ推進委員連絡協議会		出席
	山田 勝昭	(特非) ベーススポーツ (総合型地域スポーツクラブ)		出席
	石井 晃	三菱重工相模原ダイナボアーズ (ホームタウンチーム)		出席
文化団体	金子 友枝	相模原市文化協会	副会長	出席
	家徳 直樹	相模原市民音楽団体協会		出席
	奥山 泰三	相模原音楽家連盟		出席
生徒の保護者	中村 岳彦	相模原市PTA連絡協議会		出席
中学校等校長	古屋 礼史	相模原市立中学校長会		出席
	清水 俊次	相模原市立中学校長会		出席
市の住民	芳賀 裕一郎	公募		出席
	水島 将司	公募		出席

案

市立中学校等における  
部活動地域移行の在り方について（答申）

令和7年 月 日

相模原市部活動地域移行審議会

## 1 はじめに

相模原市部活動地域移行審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年4月30日に委嘱を受けて以来、約10か月間で8回の会議を開催し、スポーツと文化芸術という異なる分野、及び、同じ分野でも異なる立場の14名の委員が集まり、精力的かつ真摯に、まずは休日の部活動を地域移行するにあたり、中学生が理想的な活動の場を確保するためには何が必要かという観点で議論を重ねてきました。

委員共通の思いは、「生徒が希望する活動を行うことができる環境を保障すること」であったため、最初に、目指すべき姿を理念として定め、その理念から逸れることがないように留意し、具体的な方向性や手段について検討してきました。

部活動の良い面を残しつつ、持続可能な環境を構築するために必要な事項を審議する中で、特に委員から多かった意見は、「指導者の質の確保」に関することでした。

地域移行後の指導者は、これまで教職員の方々が担ってきた部活動の顧問に相当する役割を代わりに担う人物であり、それぞれの分野に関する専門的な知識以前に、生徒を指導するために必要な資質を有すべき、との意見が多くありました。これを制度的に担保するためには何らかの形で行政が関与することが不可欠です。

そのほかにも、費用負担や活動場所の確保など、様々な課題について検討し、相模原市の市立中学校等における部活動地域移行があるべき姿となるために、市に取り組んでいただきたい事項をまとめ、答申としております。

市長におかれましては、答申の内容を可能な限り実現するよう、特段のご配慮をお願いいたします。

## 2 本市が目指すべき中学校休日部活動地域移行について

### (1) 目指す姿について

国において部活動の地域移行を進めることとした背景には、少子化の進行に伴い部活動を従来の枠組みのまま維持することが将来困難になることや、増大している教職員の負担を軽減する必要があることなど、複数の視点があります。

いずれの視点も重要ですが、本市において部活動の地域移行の在り方を検討するには、何を最も優先すべきかを明確にし、それを踏まえた目指すべき姿を理念として掲げ、常にその理念に立ち返ることが重要です。

審議会では、生徒の利益を守ることを最も優先すべきことと捉え、地域移行後もこれまでの部活動に代わるものとなるよう、本市の部活動地域移行後の目指す姿を次のとおりとしました。

#### 目指す姿

生徒のスポーツ・文化芸術活動をする機会が これまで以上に保障されている
----------------------------------------

部活動には、中学生時期の生徒への教育的な効果や、我が国のスポーツや文化芸術の下支えとしての役割など様々な良い面があることから、その良い面をなくすことなく、地域移行により今以上の活動の機会を確保し、かつ、その状態を維持できるようにすることが、生徒の利益を守る観点から最も重要と捉えたものです。

このことを踏まえ、目指す姿を実現するために地域移行後に必要な状況について整理しました。

目指す姿を実現するための必要な状況	
1	スポーツ・文化芸術活動の機会が確保されている ・安全に安心して、持続的に活動を行うことができる ・やりたい活動を選択することができる ・スポーツ活動や文化芸術の振興に繋がる循環がある
2	高い資質を有する指導者が多く確保されている ・指導者の研修の機会が確保されている ・体罰や暴言などハラスメントに対する体制が整っている ・希望する教職員は兼職兼業により今までと同様に活動することができる
3	生徒の志向に合った選択肢が用意されている ・競技志向の生徒やレクリエーション志向の生徒それぞれが活動を楽しむことができる

## (2)具体的な取組について

「目指す姿を実現するための必要な状況」とするために、次のア～オに沿って、各事項の現状と課題を整理した上で、今後、市に検討していただきたいこと、また、取り組んでいただきたい具体的な内容等をまとめました。

	対応事項
ア	地域における中学校部活動移行の受け皿について
イ	指導者の質と量の確保について
ウ	地域移行後の活動場所について
エ	費用負担の在り方について
オ	試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について

なお、各対応事項の「市に取り組んでいただきたい事項」は、重要度が高いものから順に列記しています。

## ア 地域における中学校部活動移行の受け皿について

### ○現状と課題

部活動では、生徒数が少ない一部の地区においてチーム編成に必要な人数が集まらない等の理由により、複数の部を用意することが困難な状況があります。このため、中学校部活動移行の受け皿（以下「地域クラブ」という。）として、学区にかかわらず活動することが可能な受け入れ先が必要です。

生徒の多様な志向に対応する観点からも、生徒の身近な場所での入門的なレベルでの受け入れ先や、ホームタウンチームのアカデミーのような高度な技術を習得できるといった受け入れ先も必要です。

また、市は、部活動の環境からの急激な変化を避け、生徒が戸惑うことがないよう円滑に地域移行を進めるという観点も必要です。

### ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 地域クラブの活動は、原則として「学校から独立したもの」とするが、これまでの部活動の代わりとなるよう、学校や地域の実情に合わせ、以下のように複数の形態から選択できるようにするなど、適切な移行の方法を検討すること
  - a 学校単位で1つのクラブを設立し、当該学校の部活動を一括して移行する形態
  - b 学校における競技や活動単位で新たにクラブを設立し、部活動ごとに移行する形態
  - c 主に競技や活動単位で、複数の学校の生徒を対象とする新たなクラブを設立し、移行する形態
  - d 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ等既存の団体やクラブなどに移行する形態
- (イ) 地域クラブを把握し、必要に応じ指導等する必要があるため「登録制」とし、登録要件に次の項目を含め、制度を構築すること
  - a 指導者を複数置き、その質を担保すること
  - b 活動時間について、国のガイドラインを順守すること
  - c 部活動で出場可能な大会等に参加できる団体であること
  - d 保護者等関係者に対する情報開示を適切に行うこと
  - e 指導者及び会員となる生徒について、事故等の対応に備えた保険に加入すること
  - f 大会での上位入賞を目指すような成績志向型、楽しむことに重きを置いたレクリエーション志向型など、地域クラブの志向性を明確に示すこと

- (ウ) 地域移行を実施する場合は、生徒や保護者への影響を極力抑えるよう市からの早期の事前周知や、移行時期を3年生引退後の新チーム発足時に合わせるなど、最大限の配慮をすること
- (エ) 新たに地域クラブを創設しようとする者に対し、ノウハウの提供などの支援に努め、移行先の充実を図ること
- (オ) 地域移行するまでの間も、学校に対し部活動を維持するよう働きかけること
- (カ) 小学生のみを対象とした団体に対し、地域クラブとして中学生まで受け入れてもらえるよう求めること

## イ 指導者の質と量の確保について

### ○現状と課題

部活動では、教職員が顧問となって活動しているため、生徒に対する教育的な面での配慮はありますが、競技や活動に関する専門的な知識を有していない場合があります。反対に、部活動を地域クラブに移行する場合、指導者は競技等の専門的な知識を有していても、指導する現場において、教育的側面の知識や配慮が不足する可能性も考えられることから、指導者の教育的資質等を担保するための制度の整備が必要です。

また、指導者の人数を確保するために、現状の外部指導者や教員OB・OGだけではなく、地域クラブでの指導を希望する教員が兼職兼業できるような制度の整備や、民間のクラブ単位で指導者を確保するなどの工夫をするとともに、指導に対する適切な対価を担保することも重要な視点です。

### ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 地域クラブの指導者に対する講習を実施すること
- (イ) トラブル等があった際、生徒や保護者、指導者等が相談できるような窓口等を市に設置すること
- (ウ) 地域クラブの指導者をリスト化するなど適切に管理すること
- (エ) 地域クラブの指導者となることを希望する教員に対応できる制度を検討すること
- (オ) 地域クラブの指導者に対して適切な対価を支払い、ボランティア頼みの運営とならないよう、地域クラブに指導すること
- (カ) 生徒の保護と指導者の権利侵害防止の両立に十分配慮した、公正かつ適切な手続に基づく指導者の資格停止の制度を整備すること
- (キ) 民間スポーツクラブやカルチャーセンター等と連携して指導者を派遣する枠組みを構築すること

## ウ 地域移行後の活動場所について

### ○現状と課題

地域移行の過渡期においては、部活動の一部移行により地域クラブが並立し活動場所が不足したり、これまでの部活動に無かったジャンルの地域クラブが発足されるなど、新たな活動場所の確保に対応する必要が生じることも想定されます。

継続的に活動場所を確保する観点から、現在部活動で使用している学校施設を移行した地域クラブも使用できるようにすること、また、新たな場所として、例えば、部活動がない小学校の使用などについても検討することが必要です。

また、吹奏楽等、文化系の部活動において休日の校舎を使用するときの施錠管理や警備の解除など、使用方法についての検討が必要です。

### ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 学校施設を地域クラブにも開放するよう学校に依頼すること
- (イ) 一部の部活動が移行したことで、地域クラブと部活動が並立する場合であっても地域クラブが学校施設を使用できるよう学校に依頼すること
- (ウ) 教員に負担が生じないような、休日の学校施設の使用方法について検討すること
- (エ) 校外活動場所までの生徒の移動手段等について適切な在り方を検討すること
- (オ) 小学校を含めた学校体育施設開放事業における地域クラブの優先利用について適切な在り方を検討すること

## エ 費用負担の在り方について

### ○現状と課題

移行後の環境の持続可能性を高めるためには、地域クラブの安定的な自主財源の確保が必要であることから、会員に一定の費用負担を求めるべきです。

一方、部活動では、指導者への対価や学校と共有する道具に対する部員の費用負担がなかったことから、相当に低廉な負担で活動することができていたことを考慮する必要があります。また、地域によっては、生徒数が少ないことにより費用負担が高額になる可能性があるなど、費用負担の地域差についても考えなければなりません。

研究によると、中学校の部活動の加入の有無が、学校生活満足度や学力に影響を与えるという結果があることから、家庭の経済状況により活動ができなく

なることがないよう、また、地域により費用負担に大きな格差が生じないよう生徒の活動機会を保障するための検討が必要です。

#### ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 地域クラブに、会員から徴収した会費及び実費による運営が原則であることを示すこと
- (イ) 地域クラブの運営経費への補助や、家庭の経済状況により生徒が活動できなくなることがないような支援について国に働きかけること
- (ウ) 地域により会員から徴収する会費に大きな差が出ない制度設計を行うこと
- (エ) 地域クラブの会費の額について、安定したクラブ運営に必要な設定とする一方、可能な限り低廉な設定に配慮するよう地域クラブへ促すこと
- (オ) 地域クラブの指導者への報酬や謝礼の最低額の目安を示すこと
- (カ) 地域クラブに、スポンサーの募集や基金の設立など、運営に必要な資金の確保に努めることを促すとともに、地域クラブが個別にスポンサーを集める際のノウハウを提供すること

#### オ 試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について

##### ○現状と課題

地域クラブへの移行は、これまでの部活動に代わるものとし、部活動で参加できていた試合や発表の場には引き続き参加できる環境の整備が必要です。

また、当面は、平日は部活動に所属し、休日は地域クラブに所属して活動する生徒が多くなると考えられるため、試合や発表の場への参加に関するルールを整理するとともに、運動部では心身等の故障を避けるためトレーニング量の管理なども必要です。

ほかにも、生徒が自らの志向に合った地域クラブを選択することができるよう、適切な情報提供を行う必要があります。

#### ○市に取り組んでいただきたい事項

- (ア) 平日と休日の活動について、生徒の希望に応じ、多様な選択を認めるよう学校や地域クラブに周知すること
- (イ) 地域クラブに在籍する生徒の活動状況等の情報を、地域クラブと中学校が共有できる仕組みを構築すること
- (ウ) 地域クラブの情報（活動場所、会費の額、会員数等の規模、志向性、過去の大会等での実績）は市で一元化し、生徒が選択しやすいよう学校に情報提供すること

相模原市部活動地域移行審議会 委員名簿  
 (任期：令和6年4月30日から令和8年3月31日まで)

区分	氏名	役職・所属等	グループ	備考
学識経験者	田原 陽介	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 コミュニティ人間科学科 准教授	スポーツ	会長
公共的団体	高橋 恵美子	(公財)相模原市スポーツ協会	スポーツ	
	清水 習平	(公財)相模原市民文化財団	文化・芸術	
スポーツ団体	元山 雅治	相模原市スポーツ推進委員連絡協議会	スポーツ	
	山田 勝昭	(特非)ベーススポーツ(総合型地域スポーツクラブ)	スポーツ	
	石井 晃	三菱重工相模原ダイナボアーズ(ホームタウンチーム)	スポーツ	
文化団体	金子 友枝	相模原市文化協会	文化・芸術	副会長
	家徳 直樹	相模原市民音楽団体協会	文化・芸術	
	奥山 泰三	相模原音楽家連盟	文化・芸術	
生徒の保護者	中村 岳彦	相模原市PTA連絡協議会	文化・芸術	
中学校等校長	古屋 礼史	相模原市立中学校長会	スポーツ	
	清水 俊次	相模原市立中学校長会	文化・芸術	
市の住民	芳賀 裕一郎	公募	スポーツ	
	水島 将司	公募	文化・芸術	

相模原市部活動地域移行審議会 会議経過

回数	日付	場所	出席者	内容
1	令和6年4月30日	第1特別会議室	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び副会長の選出</li> <li>・諮問</li> <li>・相模原市部活動地域移行審議会の進め方について</li> </ul>
2	5月17日	第3委員会室	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の部活動地域移行後の目指す姿について</li> <li>・部活動地域移行に係る審議事項について</li> <li>・グループワーキングについて</li> </ul>
3	7月1日	第3委員会室	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取材への対応及びグループワークの際の傍聴について</li> <li>・地域における中学校部活動移行の受け皿について</li> <li>・指導者の質と量の確保について</li> </ul>
4	7月26日	第3委員会室	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行後の活動場所について</li> <li>・費用負担の在り方について</li> <li>・試合や発表の場への参加資格の担保及び活動に係る諸問題について</li> </ul>
5	9月17日	ウェルネスさがみはら視聴覚室	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間まとめ及び項目別対応方針素案について</li> <li>・中学校休日部活動の地域移行に係る実証事業の実施について</li> </ul>
6	10月8日	第3委員会室	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針素案を踏まえた具体的な対応について</li> </ul>
7	11月12日	ウェルネスさがみはら視聴覚室	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針素案を踏まえた具体的な対応について</li> <li>・答申案の概要について</li> </ul>
8	令和7年2月7日	ウェルネスさがみはら視聴覚室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案について</li> </ul>

# 答申完成までの流れ（予定）

資料 3

